

令和5年度国民健康保険税の変更

本年度の国民健康保険税(以下、国保税)の税率は、国民健康保険(以下、国保)の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、下表のとおり改定します。

また税制改正により、後期高齢者支援金分の保険税の年間の最高保険税額が変更となります。

●税率改定の趣旨

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

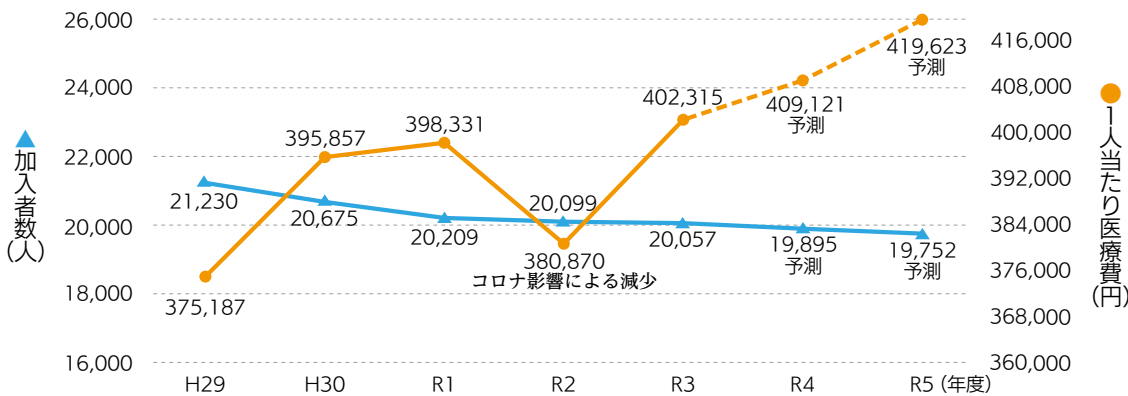
持続可能な制度とすることを目的とした国保制度改革により、平成30年度より都道府県が国保の財政運営の責任主体となりました。

医療費は全額県が負担し、市は医療費に見合った国民健康保険事業費納付金を福岡県に納めます。納付金の財源は主に国保税による収入となりますが、被保険者数の減少、高齢化および医療の高度化により一人当たり医療費はグラフのとおり上昇傾向にあります。医療費の増加による納

付金の上昇に伴い、現状の税率のままでは令和5年度は約1億円の財源が不足する見込みとなっています。財源が不足すると国保の運営そのものが成り立たなくなります。

そこで、県が示す「標準保険税率」のとおり国民健康保険税率を変更しました。標準保険税率とは、市町村が納付金を支払うために必要な税率を、市町村ごとの医療費や国保加入者の平均所得などを考慮して公平な算定方式により県が算出したものです。

●「国保加入者数」と「1人当たり医療費」の状況



税率改定の内容 ()内は前年度の税率と金額

	算定基礎	医療給付分の保険税	後期高齢者支援金分の保険税	介護納付金分の保険税(40歳~64歳の人)
所得割額	2022年中の総所得金額など一控除額(加入者ごと)	7.32% (7.2%)	2.66% (2.4%)	2.44% (2.68%)
均等割額	1人につき	27,200円 (25,000円)	10,800円 (9,100円)	16,400円 (16,700円)
平等割額	1世帯につき	25,900円 (25,000円)	9,700円 (8,600円)	
年間の最高保険税額	1世帯につき	650,000円 (変更なし)	220,000円 (200,000円)	170,000円 (変更なし)

● 令和5年度の軽減判定所得基準

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額などの合計	
43万円 + (53.5万円 × 被保険者数 ^{*1}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{*2} の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減適用世帯
43万円 + (29万円 × 被保険者数 ^{*1}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{*2} の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減適用世帯
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{*2} の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減適用世帯

- ※1 同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含む
- ※2 一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人
- ※3 加入者に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができません。

● 所得が少ない世帯は軽減措置があります

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額などの合計が国の定める

基準所得以下の世帯は、国保税の均等割額、平等割額が軽減となります。

地方税法の改正により、令和5年度から表のとおり軽減判定の基準が変更となります。

※この軽減に申請は不要ですが、世帯主および国保加入者に前年中の所得が未申告の人がいる場合は軽減の判定ができませんのでご注意ください。

● 特例対象被保険者(非自発的失業者など)に対する国保税の軽減措置があります。

国保加入者で、勤めていた会社の倒産、解雇、雇用契約が更新されない、といった理由で離職した人の国保税を一部軽減します。この軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

● 国保税の納税通知書を送付します
前年中の所得金額の確定に伴い、令和5年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

※特別徴収(年金からの天引き)により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します。

● 国保税の納税義務者は世帯主です!

住民票上の世帯主が国保加入者ではなくても世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納税義務者になります。

● 医療費削減の協力をお願いします
税率改定により国保の加入者の皆さんには負担増をお願いすることになりますが、国保の安定した運営や加入者の負担軽減のために、本市も収納対策や医療費の削減に努めます。

加入者の皆さんも国保の財政状況をご理解の上、生活習慣の見直しや病気の早期発見・早期治療などの健康管理、ジェネリック医薬品の利用や重複受診を控えるなど医療費抑制の取り組みにご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品を希望するシール

問 国保年金課 国保担当

日 日時・期間 場 場所 対 対象 内 内容 定 定員 料 料金 持 持持参物 締 締切 申 申し込み先
問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 FAX ファックス番号 電子メール HP ホームページ ID 市ホームページの記事ID

筑紫野市公開型GIS

「ちくしのデジタルマップ」が使えます

市の地図関連行政情報を分かりやすく提供するため、筑紫野市公開型GIS「ちくしのデジタルマップ」の運用を開始しました。これによって、紙媒体や市役所に来庁して確認する必要があった行政情報を、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンなどで閲覧することができます。

●閲覧できる地図情報 ハザードマップ、都市計画図、市道路線網図、下水道台帳図(計4種類)

●利用方法 お持ちのパソコンやスマートフォンなどから、市ホームページへアクセスし、「ちくしのデジタルマップ」のページから閲覧できます。

ID 26625

●注意事項

▽すべての利用環境(パソコンやスマートフォンなど)で正常に動作することを保証していません。

▽本サービスの利用は、利用者自身の判断と責任に委ねられており、利用することで生じた直接または間接の損害については、利用者が

その一切の責任を負うものとしません。

▽提供する各種情報は、概ねの位置を表示しており、正確な位置、範囲、境界などを保証するものではありません。また、作成時期により現状を正確に反映していない場合があります。

▽公に証明する資料としての使用はできません。権利や義務の発生するものなど重要な事項の情報は、必ず担当課にご確認ください。

問 企画政策課 デジタル政策担当



令和4年度下半期

市の財政運営状況

市では、市民の皆さんが納めた税金の使い道や、市の財政がどのようになっているかを公表しています。

今回は、令和4年度の下半期(令和5年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況を紹介します。

なお、5月31日まで出納整理期間が設けられているため、最終的な決算額とは異なります。詳しい内容は、市ホームページに掲載しています。

ID 3467

問 財政課 財政担当

●市民の税負担状況

- 令和5年3月31日現在の人口 106,473人
- 市民一人あたりの市税負担額 131,618円
(市税収入済額140億1,379万8千円に対する額)

●財産の現在高

- 基金 180億4,456万3千円(令和4年度末見込)
- 土地、建物については、令和4年度決算確定後に公表します。

●市債および一時借入金の現在高

- 一般会計 230億8,870万6千円(令和4年度末見込)
- 特別会計 5億8,733万1千円(令和4年度末見込)
- 一時借入金(全会計) 0円(令和5年3月31日現在)

会計名	予算現額 A	収入済額 B	収入率 B/A×100	支出済額 C	執行率 C/A×100
一般会計	388億7,776万7千円	369億6,923万4千円	95.1%	313億65万4千円	80.5%
国民健康保険事業	100億9,634万7千円	95億1,581万8千円	94.3%	92億4,864万5千円	91.6%
住宅新築資金等貸付事業	2,057万8千円	2,207万7千円	107.3%	6万円	0.3%
奨学資金貸与事業	810万6千円	770万4千円	95.0%	472万3千円	58.3%
介護保険事業	72億9,570万3千円	60億6,526万2千円	83.1%	64億5,818万1千円	88.5%
後期高齢者医療事業	26億2,277万円	25億6,827万9千円	97.9%	25億5,434万5千円	97.4%
筑紫地区介護認定審査会事業	7,605万8千円	7,178万円	94.4%	4,454万1千円	58.6%
農業集落排水事業	2億833万7千円	3,530万1千円	16.9%	1億7,727万6千円	85.1%
二日市財産区	334万円	332万2千円	99.4%	96万5千円	28.9%
御笠財産区	232万3千円	206万7千円	89.0%	157万5千円	67.8%
平等寺山財産区	584万1千円	584万1千円	100.0%	141万2千円	24.2%
合計	592億1,717万円	552億6,668万5千円	93.3%	497億9,237万7千円	84.1%

マイナポイントの申し込みは お済みですか？

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した人は、マイナポイントの申し込みを行うことで最大2万円分のポイントがもらえます。詳しくは国の「マイナポイント事業」ホームページをご覧ください。

●対象者ともらえるポイント

- ①マイナンバーカードを取得した人に50000円分
- ②健康保険証としての利用申し込みを行った人に75000円分
- ③公金受取口座の登録を行った人に75000円分

●申込方法

マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォンなどに専用のアプリをインストールすることで申し込みができます。

ご自身での申し込みが不安な人は市役所で申し込みの支援を行っています。

●必要なもの

- ①本人のマイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの暗証番号
(4桁)

③本人の対象キャッシュレス決済サービス

④本人名義の預貯金口座情報(通帳など)

●申込期限

令和5年9月末まで。

ただし、ポイントを受け取る決済サービスごとに申込期限が異なる場合があるため、早めの申し込みをお願いします。

●問い合わせ先

▽マイナポイントの申し込みに関すること

企画政策課 デジタル政策担当

▽マイナンバーカード取得の申請に関すること

市民課 整備担当

●マイナポイント詳細情報はホームページで

HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>



「まちづくりへの提案」を 受け付けています

市民参画のまちづくりを推進するため、市民の皆さんの「まちづくりへの提案」を受け付けます。いただいた意見は市政運営の参考にします。

筑紫野市が「住みたいまち日本一」となるような、魅力あふれる提案をお待ちしています。

※「市政への提案」から名称を変更しました。

内市の将来を見据えたアイデアなど

●提出方法 ホームページまたは市施設に設置の専用封筒

※回答のため、必要事項(氏名、住所など)を必ず記載してください。

ID 27177

●封筒設置場所

- ・市役所1階総合窓口
 - ・各コミュニティセンター
 - ・生涯学習センター
 - ・市民図書館
 - ・歴史博物館
 - ・カミィリヤ
 - ・農業者トレーニングセンター
- 回答期間 原則10開庁日以内

問 秘書広報課



皆さんの提案をお待ちしています